別添資料１

協議事項ウ　個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の改正について（庶務課）

１　改正の理由

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和８年碧南市条例第６号）が令和８年３月２７日に公布され、碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第１８号。以下「条例」という。）の一部改正が令和９年４月１日に施行されることに伴い、個人演説会を公営施設において開催する候補者が納付すべき費用（以下「費用」という。）の額を改める。

２　改正の概要

費用の額の改正

(1) 碧南市文化会館、芸術文化ホール、勤労者体育センター、南部市民プラザ及び公民館並びに中学校及び小学校の照明設備

費用の額を条例に規定される施設の使用料の額に改める。

(2) 中学校及び小学校の体育館、幼稚園

費用の額を次のとおり改める。

区　分	改正後	現　行	引上げ額
中学校体育館	１，１００円	１，０８０円	２０円
小学校体育館	８８０円	８６０円	２０円
幼稚園リズム室	２２０円	２００円	２０円
幼稚園照明設備	１１０円	１００円	１０円

３　施行期日

令和９年４月１日

別添資料１

碧南市教育委員会告示第●号

個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について

公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）第１１９条第２項及び第１２１条の規定により、公営施設使用の個人演説会開催に必要な施設の設備及び納付すべき費用の額を下記のとおり定め、令和９年４月１日から適用する。

なお、平成２８年碧南市教育委員会告示第５号（個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について）は、同日から廃止する。

令和８年９月３０日

碧南市教育委員会教育長　　小　澤　　徹

記

施設の名称	使用すべき屋室	使用すべき屋室の面積	納付すべき費用の額			照明施設の有無	演壇の有無	収容人員（聴衆席）の状況	控室の有無	拡声機設備の有無
			昼間		夜間					
			午前	午後						
碧南市文化会館	ホール	平方メートル 970	円 平日 19,980 土曜日 日曜日 祝日 25,970	円 平日 32,100 土曜日 日曜日 祝日 41,730	円 平日 42,140 土曜日 日曜日 祝日 54,770	有	有	人 1,022 (1,022)	有	有
	音楽練習室	87	1,170	1,890	2,260	有	無	50 (50)	無	無
	総合練習室	110	1,440	2,320	2,710	有	無	80 (80)	無	有
芸術文化ホール	エメラルドホール	604	平日 11,980 土曜日 日曜日 祝日 15,570	平日 19,260 土曜日 日曜日 祝日 25,030	平日 25,280 土曜日 日曜日 祝日 32,850	有	有	452 (452)	有	有
	シアターサウス	352	平日 10,180 土曜日 日曜日 祝日 13,220	平日 16,350 土曜日 日曜日 祝日 21,250	平日 21,450 土曜日 日曜日 祝日 27,870	有	有	316 (316)	有	有

勤労者体育センター	体育室	720	2,360	5,740	3,860	有	無	1,200 (-)	無	有
南部市民プラザ	会議室１・２	222	2,460	3,960	4,640	有	有	200 (200)	有	有
新川中学校	体育館	1,210	1,100	1,100	1,100	有	有	2,000 (960)	有	有
中央中学校	体育館	1,040	1,100	1,100	1,100	有	有	2,100 (500)	有	有
南中学校	体育館	1,107	1,100	1,100	1,100	有	有	2,100 (850)	有	有
東中学校	体育館	1,026	1,100	1,100	1,100	有	有	2,100 (850)	有	有
西端中学校	体育館	1,026	1,100	1,100	1,100	有	有	2,100 (570)	有	有
新川小学校	体育館	792	880	880	880	有	有	1,600 (700)	有	有
中央小学校	体育館	582	880	880	880	有	有	1,200 (640)	有	有
大浜小学校	体育館	1,019	880	880	880	有	有	1,600 (650)	有	有
棚尾小学校	体育館	973	880	880	880	有	有	1,700 (500)	有	有
日進小学校	体育館	581	880	880	880	有	有	1,200 (520)	有	有
鷲塚小学校	体育館	799	880	880	880	有	有	1,600 (800)	有	有
西端小学校	体育館	575	880	880	880	有	有	1,200 (690)	有	有

新川幼稚園	リズム室	149	220	220	220	有	有	160 (80)	無	有
中央幼稚園	リズム室	105	220	220	220	有	有	120 (100)	無	有
大浜幼稚園	リズム室	159	220	220	220	有	有	170 (130)	無	有
棚尾幼稚園	リズム室	140	220	220	220	有	有	150 (90)	無	有
西端幼稚園	リズム室	185	220	220	220	有	有	200 (130)	無	有
中央公民館	大会議室	238	2,750	4,440	5,580	有	有	400 (250)	有	有
新川公民館	ホール	135	930	1,490	1,940	有	有	150 (90)	有	有
中部公民館	ホール	146	930	1,490	1,940	有	有	180 (100)	有	有
大浜公民館	ホール	187	930	1,490	1,940	有	有	200 (120)	有	有
棚尾公民館	ホール	224	930	1,490	1,940	有	有	300 (150)	有	有
鷲塚公民館	ホール	170	930	1,490	1,940	有	有	200 (120)	有	有
日進公民館	ホール	169	930	1,490	1,940	有	有	200 (120)	有	有
西端公民館	ホール	116	930	1,490	1,940	有	有	150 (90)	有	有

備　考

１　納付すべき費用の額の欄中、昼間の午前とは午前９時から正午まで、午後とは午後１時から午後５時（ただし、勤労者体育センターは午後６時）まで、夜間とは午後６時から午後９時までをいう。

２　この表に規定する単位の時間を連続して利用する（同日の利用に限る。）場合は、

単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。

３　碧南市文化会館及び芸術文化ホールで附帯設備を使用するときは、納付すべき費用の額のほかに碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第１８号）に定める額を加算する。

４　中学校及び小学校で照明設備を使用するときは、納付すべき費用の額のほかに碧南市使用料及び手数料条例に定める額を加算し、幼稚園については１時間につき１１０円を加算する。

別添資料２

協議事項エ　碧南市使用料及び手数料条例施行規則の一部改正について（生涯学習課）

１　改正の理由

碧南市使用料及び手数料条例施行規則（平成９年碧南市規則第３３号。以下「規則」という。）の施行について細目的事項を定めるため、規則の一部を改正する。

２　改正の概要

委任規定の追加（第４条関係）

規則の施行について必要な事項は市長が定める規定を追加する。

３　施行期日

令和８年１０月１日

碧南市使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和●年●月●日

碧南市長　　小　池　友　妃　子

碧南市規則第●●号

碧南市使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

碧南市使用料及び手数料条例施行規則（平成９年碧南市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１条を加える。

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

協議事項オ　碧南市社会教育関係団体施設使用料の軽減に関する規程の制定について（生涯学習課）

１　制定の理由

碧南市使用料及び手数料条例施行規則（平成９年碧南市規則第３３号。以下「規則」という。）第４条に規定に基づき、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１０条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）に対する使用料の軽減について必要な事項を定めるため、新たに訓令を制定する。

２　制定の概要

使用料を軽減する団体及び割合（第２条関係）

規則第３条第１項の規定による使用料の軽減の対象とする団体及び軽減の割合を次のとおり規定する。

軽減の対象とする団体	軽減の割合
(1) 碧南市文化協会及びその加盟団体	２分の１
(2) 碧南市スポーツ協会及びその加盟団体	
(3) 碧南市レクリエーション協会及びその加盟団体	
(4) （１）から（３）までに掲げる協会の加盟団体に属する中学生以下の団体	
(5) へきなん総合型スポーツクラブ	
(6) （１）から（５）までに掲げるもののほか、これらに準ずる団体として市長が認めたもの	

３　施行期日

令和９年４月１日

別添資料３

碧南市訓令第●●号

庁　中　一　般

碧南市社会教育関係団体施設使用料の軽減に関する規程を次のように定める。

令和●年●月●日

碧南市長　　小　池　友　妃　子

碧南市社会教育関係団体施設使用料の軽減に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、碧南市使用料及び手数料条例施行規則（平成９年碧南市規則第３３号。以下「規則」という。）第４条に規定に基づき、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１０条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）に対する使用料の軽減について必要な事項を定めるものとする。

（使用料を軽減する団体及び割合）

第２条　規則第３条第１項の規定による使用料の軽減の対象とする団体及び軽減の割合は、別表のとおりとする。

附　則

この訓令は、令和９年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

軽減の対象とする団体	軽減の割合
(1) 碧南市文化協会及びその加盟団体	２分の１
(2) 碧南市スポーツ協会及びその加盟団体	
(3) 碧南市レクリエーション協会及びその加盟団体	
(4) （１）から（３）までに掲げる協会の加盟団体に属する中学生以下の団体	
(5) へきなん総合型スポーツクラブ	
(6) （１）から（５）までに掲げるもののほか、これらに準ずる団体として市長が認めたもの	

協議事項カ　碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館の管理に関する規則の一部改正について（スポーツ課）

１　改正の理由

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和８年碧南市条例第６号）が令和８年３月２７日に公布され、碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第１８号）の一部改正が令和９年４月１日に施行されることに伴い、施設の利用許可申請に係る規定を改めるため、規則の一部を改正する。

２　改正の概要

(1) 碧南市体育施設の管理に関する規則（平成７年碧南市教育委員会規則第４号）の一部改正（第１条関係）

利用許可申請に係る規定の改正

碧南市体育施設の利用許可の申請について、利用日の属する月の初日前６月から利用日の属する月の初日前４月（利用日が月の初日の場合は５月）の末日までを受付期間とする対象者を市内に在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数の者が市内に在住、在勤又は在学のものに限る。）から市内に住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）に改める。

(2) 碧南市臨海体育館の管理に関する規則（平成７年碧南市教育委員会規則第５号）の一部改正（第２条関係）

利用許可申請に係る規定の改正

碧南市臨海体育館の利用許可の申請について、利用日の属する月の初日前３月から利用日当日までを受付期間とする対象者を市内に在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）から市内に住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）に改める。

３　施行期日等

(1) 施行期日

令和８年１０月１日

(2) 経過措置

この規則による改正後の碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館

の管理に関する規則の規定は、令和９年４月１日以後の碧南市体育施設及び碧南市臨海体育館（以下「体育施設等」という。）の利用について適用し、同日前の体育施設等の利用については、なお従前の例による。

碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年●月●●日

碧南市教育委員会教育長　　小　澤　　徹

碧南市教育委員会規則第●号

碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館の管理に関する規則の一部を改正する規則

（碧南市体育施設の管理に関する規則の一部改正）

第１条　碧南市体育施設の管理に関する規則（平成７年碧南市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数の者が市内に在住、在勤又は在学のものに限る。」を「住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）（」に改める。

（碧南市臨海体育館の管理に関する規則の一部改正）

第２条　碧南市臨海体育館の管理に関する規則（平成７年碧南市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）」を「住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規則による改正後の碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館の管理に関する規則の規定は、令和９年４月１日以後の碧南市体育施設及び碧南市臨海体育館（以下「体育施設等」という。）の利用について適用し、同日前の体育施設等の利用については、なお従前の例による。

協議事項ケ　碧南市市民プラザの管理に関する規則等の一部改正について（スポーツ課）

１　改正の理由

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和８年碧南市条例第６号）が令和８年３月２７日に公布され、碧南市使用料及び手数料条例（平成９年碧南市条例第１８号）の一部改正が令和９年４月１日に施行されることに伴い、施設の利用許可申請に係る規定を改めるため、規則の一部を改正する。

２　改正の概要

利用許可申請に係る規定の改正（第１条～第４条関係）

次に掲げる施設の利用許可申請について、利用日の属する月の初日前３月から利用日当日までを受付期間とする対象者を市内に在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）から市内に住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）に改める。

(1) 碧南市市民プラザ

(2) 碧南市農業者コミュニティセンター

(3) 碧南勤労者体育センター

(4) 碧南市臨海公園ドーム

３　施行期日等

(1) 施行期日

令和８年１０月１日

(2) 経過措置

この規則による改正後の碧南市市民プラザの管理に関する規則、碧南市農業者コミュニティセンターの管理に関する規則、碧南勤労者体育センターの管理に関する規則及び碧南市臨海公園ドームの管理に関する規則の規定は、令和９年４月１日以後の碧南市市民プラザ、碧南市農業者コミュニティセンター、碧南市勤労者体育センター又は碧南市臨海公園ドーム（以下「市民プラザ等」という。）の利用について適用し、同日前の市民プラザ等の利用については、なお従前の例による。

碧南市市民プラザの管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年●月●●日

碧南市長　　小　池　友　妃　子

碧南市規則第●号

碧南市市民プラザの管理に関する規則等の一部を改正する規則

（碧南市市民プラザの管理に関する規則の一部改正）

第１条　碧南市市民プラザの管理に関する規則（平成３年碧南市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）」を「住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）」に改める。

（碧南市農業者コミュニティセンターの管理に関する規則の一部改正）

第２条　碧南市農業者コミュニティセンターの管理に関する規則（平成７年碧南市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号中「在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）」を「住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）」に改める。

（碧南勤労者体育センターの管理に関する規則の一部改正）

第３条　碧南勤労者体育センターの管理に関する規則（平成７年碧南市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）」を「住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）」に改める。

（碧南市臨海公園ドームの管理に関する規則の一部改正）

第４条　碧南市臨海公園ドームの管理に関する規則（平成２１年碧南市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「在住、在勤又は在学の者（団体の場合は、構成人員１０人以

上であり、その過半数が市内に在住、在勤又は在学の者であること）」を「住所を有する個人又は市内に住所を有する者が構成員の過半数を占める団体（構成員が１０人以上の団体に限る。）」に改める。

附　則

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この規則による改正後の碧南市市民プラザの管理に関する規則、碧南市農業者コミュニティセンターの管理に関する規則、碧南勤労者体育センターの管理に関する規則及び碧南市臨海公園ドームの管理に関する規則の規定は、令和９年４月１日以後の碧南市市民プラザ、碧南市農業者コミュニティセンター、碧南市勤労者体育センター又は碧南市臨海公園ドーム（以下「市民プラザ等」という。）の利用について適用し、同日前の市民プラザ等の利用については、なお従前の例による。